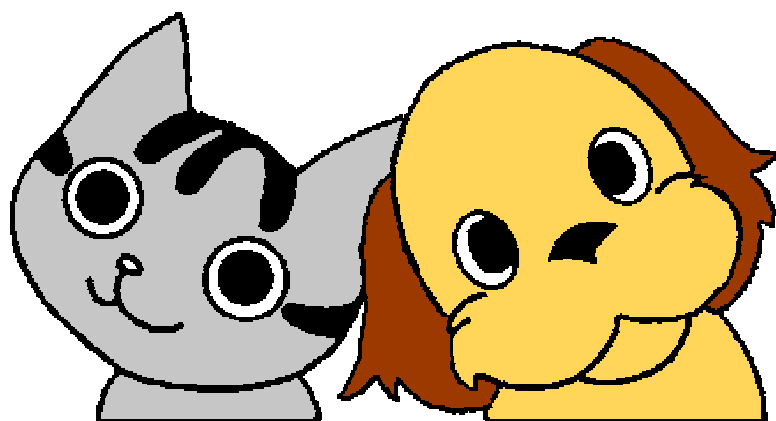


平成30年度

事業概要



山梨県動物愛護指導センター

目 次

第1	センターの成り立ちと施設のあらまし	
1	沿革	1
2	職員の配置状況	2
3	施設概要	
4	管轄区域	3
5	建物配置図及び平面図	4
6	建物規模	6
第2	動物愛護指導センターの業務	
1	動物愛護指導センター業務体系	7
2	動物愛護と適正飼養普及事業	8
	(1) 動物愛護等情報発信事業	
	(2) 動物ふれあい教室	
	(3) 適正飼養の普及啓発	9
	①犬の飼い方教室	
	②猫との暮らし方教室	
	③猫の飼い方教室	
	(4) 犬及び猫の譲渡	1 1
	(5) 動物愛護デー	1 2
	(6) 県民の日記念行事イベント	
3	動物管理事業	
	(1) 引取り業務	1 3
	①所有者からの引取り	
	②所有者の判明しない犬・猫の引取り	
	③犬・猫の処分及び譲渡	
	④運搬車による犬・猫の収容	1 4
	(2) 負傷動物の処置	
4	中北保健所の動物管理業務	1 5
	(1) 犬による危害の防止	
	(2) 苦情等受付件数	
	(3) 動物取扱業の登録等の状況	
	(4) 特定動物の飼養・保管の状況	1 6
5	調査研究事業	
6	動物慰霊祭	
	参考資料：年度別 犬及び猫の引取り等の状況	1 7

第1 センターの成り立ちと施設のあらまし

1 沿革

甲府保健所動物管理課として位置付けられていた「動物管理センター」を、平成11年3月全面改装し、「動物指導センター」と改称した。

平成13年4月に甲府保健所から独立、新たに動物愛護の推進拠点となる「動物愛護指導センター」として設置された。従前の動物管理事業等に加え、「人と動物のふれあいステーション」として、人と動物がよりよく共生する社会づくりのため、県下全域を対象に各種教室の開催等、動物愛護事業を推進している。

昭和25年8月	「狂犬病予防法」(法律第247号)施行
昭和40年3月	玉穂村犬抑留所として開設(現動物愛護指導センター芝生広場跡地)
昭和43年4月	甲府保健所衛生課の分掌事項に犬抑留所の管理が入る
昭和45年4月	不用犬収集業務委託開始 全県下対象 毎月8日間
昭和47年5月	「山梨県犬取締条例」(昭和43年山梨県条例第11号)の廃止と「山梨県犬管理条例」の施行
昭和49年4月	甲府保健所衛生課動物管理係設置
昭和50年4月	「動物の保護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)施行 猫の引取り開始
昭和53年3月	動物管理センターとして全面改装 動物管理係が玉穂村で業務開始
昭和56年3月	事務室・車庫を増設
昭和56年4月	市町村に対する事務委任 「狂犬病予防法」登録及び鑑札の交付、注射済み票の交付、犬の登録手数料の徴収事務、「動物保護管理法」公共の場所における負傷動物等の収容
昭和59年3月	予備炉を増設
昭和60年4月	狂犬病予防注射が年1回となる
平成6年4月	動物管理課と組織変更
平成8年8月	引き取った犬等の譲渡事業の開始と「犬の飼い方教室」の開催
平成9年4月	「犬のしつけ方教室」開催
平成11年3月	動物指導センターとして全面改築(現芝生広場から現在地への移転)
平成12年4月	「動物ふれあい教室」開催
平成13年4月	「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、動物愛護の拠点となる組織として甲府保健所から独立し動物愛護指導センターを設立 負傷動物受け入れ開始。甲府保健所業務は兼務体制となり、引き続き実施
平成15年4月	「山梨県犬管理条例」と「山梨県危険な動物の飼養規制条例」を廃止し、「山梨県動物の愛護及び管理に関する条例」施行(平成14年条例第41号)
平成18年6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」一部改正施行(規制強化) 「山梨県動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正施行
平成20年3月	「山梨県動物愛護管理推進計画」策定
平成24年9月	「動物の愛護及び管理に関する法律」一部改正公布 (人と動物の共生する社会の実現、終生飼養の追記)
平成26年3月	「山梨県動物愛護管理推進計画」見直し

2 職員の配置状況

平成30年4月1日現在

所長	次長	獣医師	技術員	短時間 再任用(技)	非常勤 嘱託	臨時 職員	合計
1	1	2	2	1	3	1	11

※獣医師及び技術員は中北保健所との兼務職員

3 施設概要

- (1) 名称 山梨県動物愛護指導センター
- (2) 所在地 山梨県中央市乙黒1083
- (3) 敷地面積 10,296.78m²
- (4) 建設年度 平成10年度(車庫については、昭和55年度)

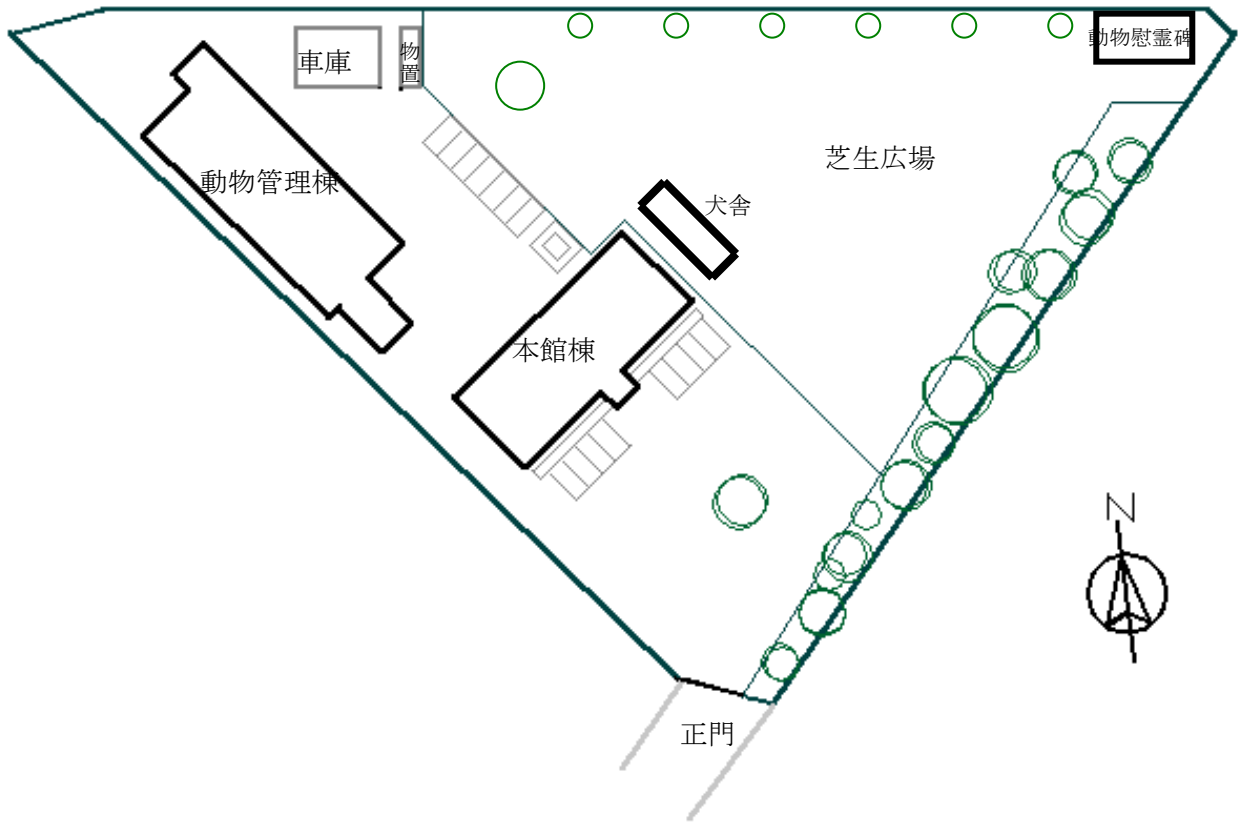


4 管轄区域

- 県下全域業務：動物愛護・適正飼養の普及啓発、犬猫の譲渡及び飼養相談
負傷動物の措置、飼えなくなった犬猫の引取り・処分等
- 中北保健所業務：犬猫等の飼養に伴う生活環境被害の防止、犬による危害の防止、
動物取扱業の登録及び監視、特定動物の飼養許可事務等

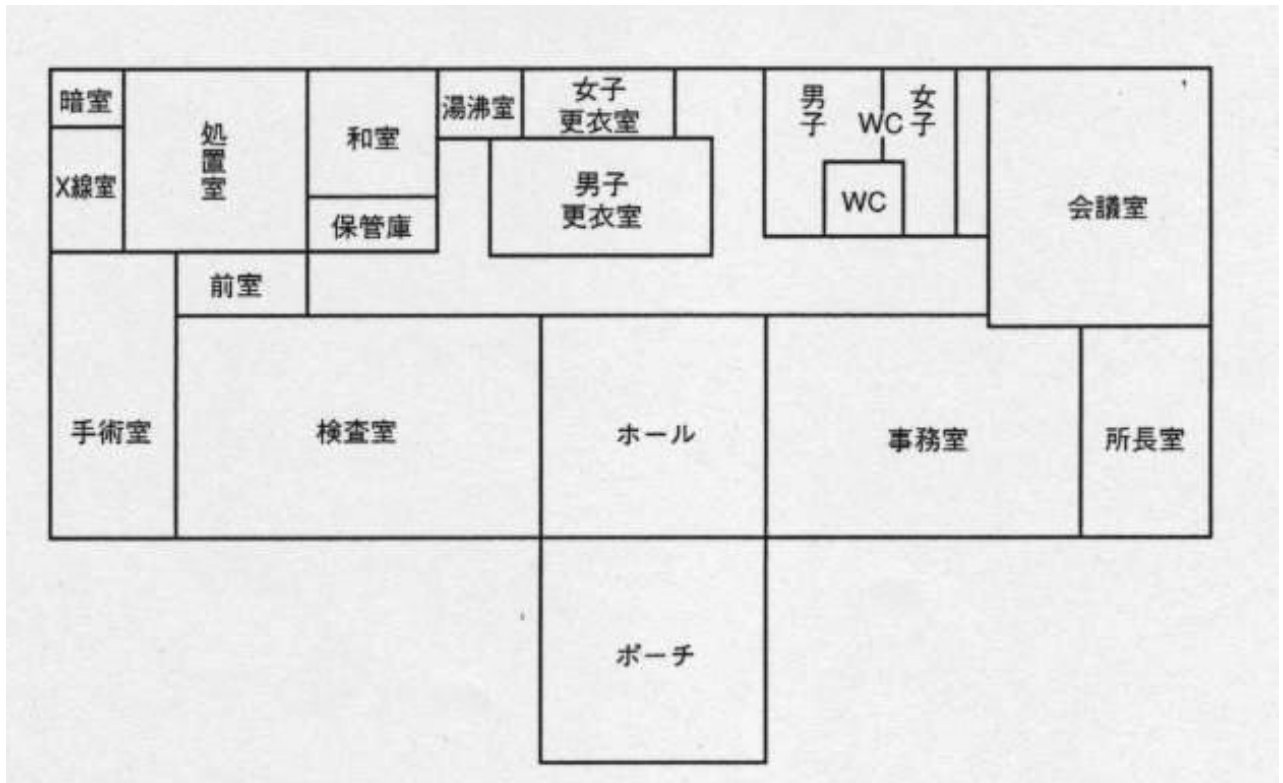


5 - 1 建物配置図

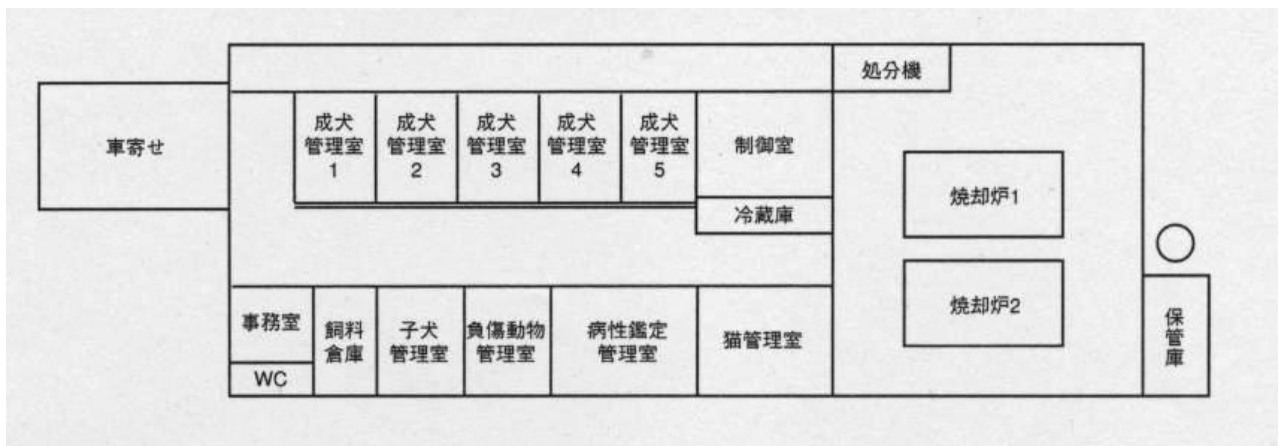


山梨県動物愛護指導センター配置図

5 - 2 建物平面図



【本館棟】



【動物管理棟】

6 建物規模

名 称		延面積 (m ²) (建面積)
本館棟	事務室	49.75
	相談室	19.425
	会議室	43.26
	休憩室	10.50
	処置室	26.25
	解剖室	35.00
	検査室	57.00
	更衣室・シャワー室	21.70
	トイレ	22.50
	ホール・廊下他	114.115 (124.115)
	計	399.50 (409.50)
動物管理棟	事務室	12.00
	飼料倉庫	10.00
	負傷動物収容室	12.00
	病性鑑定収容室	12.00
	猫収容室	22.00
	子犬収容室	20.00
	成犬収容室	87.50
	制御室	25.00
	焼却炉室 1F	149.50
	2F	(52.71)
	車寄せ・通路他	122.35
	計	525.06 (472.35)
車庫	123.20	
飼育小屋	20.00	
ブローア一置き場	2.76	
合 計	1,070.52 (1,027.81)	

第2 動物愛護指導センターの業務

1 動物愛護指導センター業務体系 (○は中北保健所業務)

- ◎ 動物愛護の普及啓発活動
 - ・ センター情報誌「ふれんど」の発行・配布
 - ・ ホームページによる情報発信
 - ・ 小学校低学年児童を対象とした「動物ふれあい教室」の開催
 - ・ 中学生、高校生を対象とした動物愛護・適正飼養教室の開催
 - ・ 動物愛護デー等のイベントにおける動物愛護及び適正飼養の普及啓発

- ◎ 適正飼養普及活動
 - ・ 犬、猫の譲渡会の開催
 - ・ 犬の飼い方教室 譲渡前講習会の開催
 - ・ " ステップ1の開催
 - ・ " ステップ2の開催
 - ・ " パピーコースの開催 (子犬の社会化馴致)
 - ・ 猫との暮らし方教室の開催
 - ・ 猫の飼い方教室の開催

- ◎ 飼養相談対応
 - ・ 飼い主からのしつけ等に関する相談対応

- ◎ 捨て犬・猫の防止
 - ・ 飼えなくなった犬・猫の引取り
 - ・ 所有者の判明しない犬・猫の引取り及び返還
 - ・ 動物の譲渡と致死処分

- ◎ 負傷動物の処置

- ◎ 動物慰霊祭の開催

- 犬、猫等の飼養に伴う生活環境被害の防止
 - ・ 犬、猫等飼養動物の適正な飼い方の指導

- 犬による危害の防止
 - ・ 野犬等の捕獲収容及び返還
 - ・ 咬傷犬の観察 (所有者不明の場合のみ)

- 危険を伴う動物の飼養・保管許可
 - ・ 特定動物の飼養・保管許可事務
 - ・ 特定動物飼養・保管施設の監視業務

- 動物取扱業の登録等
 - ・ 第一種動物取扱業の登録及び第二種動物取扱業の届出事務
 - ・ 第一種及び第二種動物取扱業施設の監視業務

2 動物愛護と適正飼養普及事業

(1) 動物愛護等情報発信事業

センター情報誌「ふれんど」(年3回発行)を、市町村・小学校等に配布し、適正飼養や動物愛護についての内容及び各種教室の開催日程等を情報発信しました。

また、山梨県ホームページにおいて、動物愛護の情報及び迷子の犬・猫の情報を発信しました。

① ふれんど発行状況

	第49号	第50号	第51号
発行日	平成30年 6月29日	平成30年 12月27日	平成31年 3月19日
主な内容	ノミ、ダニ等への対策 熱中症対策	犬による事故防止等の ポイント	犬のお散歩マナー

② ホームページ掲載内容「ペットの情報」

迷子の犬猫情報(毎日更新)、動物の飼い方Q&A、犬猫の不妊去勢、ペットの防災、山梨県犬猫事情、動物ふれあい教室、犬の飼い方教室、猫との暮らし方教室、犬猫の譲渡、動物愛護指導センターの紹介、動物愛護指導センター情報誌「ふれんど」

(2) 動物ふれあい教室

動物を飼うために必要なことや、動物の習性、正しい接し方を教えることにより、動物とのふれあいを通して命あるものを大切にする心を育てるとともに、動物愛護意識の普及啓発に努めました。

① 小学校におけるふれあい教室

小学校1～2年生(1クラス30人程度)を対象に、小型犬2頭と一緒に実施しました。

内容：聴診器を使って犬と子どもの心音を比較、犬と人との体の違いを観察、性別の判別など

	H28年度	H29年度	H30年度
開催回数	16回 (3回)	24回 (2回)	14回 (1回)
参加人員	413人 (79人)	625人 (75人)	411人 (67人)

(): センター内開催

② 「親子動物ふれあい教室」

夏休み期間(8月)に小学生及びその保護者を対象に動物愛護指導センターにおいて「親

子動物ふれあい教室」を開催しました。

- ・回数：2回(8/3(金)、8/4(土))
- ・参加者数：2組5名
- ・内容：親子で、犬猫の習性や正しい飼い方を学ぶ。

(3) 適正飼養の普及啓発

① 犬の飼い方教室

○ 譲渡前講習会

対象：初めて犬を飼う方や当センターから犬の譲り受けを考えている方

内容：関係法令、飼い主の責任等の説明及びしつけの基本を学ぶ

なお、講習会終了後等に譲渡会を開催した。

	H28年度	H29年度	H30年度
開催回数	12回	13回	15回
参加人員	57人	42人	54人

○ ステップ1

対象：犬を飼養している方、ステップ2・パピーコース受講希望の方など

内容：関係法令、飼い主の責任及び犬の習性等の説明及びDVDによるしつけ方法の紹介等

	H28年度	H29年度	H30年度
開催回数	7回 (1回)	7回 (0回)	6回 (2回)
参加人員	20人	27人	36人

()：各HCの依頼による出張開催

○ ステップ2

対象：犬のしつけで悩んでいる方など

内容：専門家を交えてより実践的なしつけ方法を学ぶ

犬の問題行動矯正のために、ステップ1で紹介したしつけ方法を、動物愛護推進員の協力を得て、少人数制により指導

	H28年度	H29年度	H30年度
開催回数	2回	2回	2回
参加組数	12組	7組	8組

○ パピーコース

対象：およそ 4 ヶ月齢以下の子犬及び小型犬

内容：子犬の社会化馴致を目的とする。

子犬の社会化期における経験を積むためのコース

生後 3～4 ヶ月の子犬等を対象に犬同士の社会行動などを習得させる

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
開催回数	3 回	3 回	2 回
参加組数	8 組	5 組	4 組

② 猫との暮らし方教室

対象：初めて猫を飼う方や当センターから猫の譲り受けを考えている方など

内容：関係法令及び飼い主の責任等の説明、室内飼育方法を学ぶ

関係法令、飼い主の責任及び猫の習性等の説明

ビデオによる猫の適正飼養（屋内飼育等）の紹介

教室終了後等に譲渡会を開催

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
開催回数	9 回	15 回	12 回
参加人数	47 人	35 人	24 人

③ 猫の飼い方教室

対象：初めて猫を飼う方、すでに猫を飼っている方など

内容：専門的な知識を有する外部講師による講習会

猫の歴史や行動学

屋内飼育や所有者明示など、条例に規定される飼い主の責務・遵守事項等

H29、H30 は猫ミーティング同時開催

	H28 年度	H29 年度	H30 年度
開催回数	1 回	1 回	1 回
参加人数	25 人	19 人	49 人
主催者	動物愛護指導センター	・衛生薬務課 ・(公社) 日本愛玩動物協会山梨県支所	・衛生薬務課 ・山梨県公衆衛生獣医師会

(4) 犬及び猫の譲渡

「山梨県犬、ねこ等の譲渡要綱」及び「山梨県動物愛護指導センター犬及び猫の譲渡要領」に基づき、センターに搬入された犬・猫の中から適性等を判定した上で、犬・猫を新しい飼い主に譲渡しました。

【 犬及び猫の譲渡数 】

		犬			猫		
		成犬	子犬	計	成猫	子猫	計
譲渡頭（匹）数		88	14	102	26	178	204
内訳	飼養者等への譲渡	57	7	64	2	6	8
	ボランティアへの譲渡	31	7	38	24	172	196

(年次推移) 飼育者等への譲渡数

	犬			猫		
	成犬	子犬	計	成猫	子猫	計
H28年度	16	4	20	3	22	25
H29年度	7	0	7	1	5	6
H30年度	57	7	64	2	6	8

(年次推移) ボランティア登録者への譲渡数

	犬			猫		
	成犬	子犬	計	成猫	子猫	計
H28年度	58	21	79	68	326	394
H29年度	50	11	61	28	191	219
H30年度	31	7	38	24	172	196

(5) 動物愛護デー

センターの業務及び動物愛護推進員の活動紹介、災害時の備え等の普及啓発を行いました。

- ・日時；平成30年9月23日（日）
- ・場所；昭和町総合体育館
- ・対象者；一般県民
- ・参加者数；534人

(6) 県民の日記念行事イベント

小瀬スポーツ公園にて、パネル展示や動物クイズ等を行いました。

- ・日時；平成30年11月10日（土）
- ・場所；小瀬スポーツ公園
- ・対象者；一般県民
- ・参加者数；230人

3 動物管理事業

(1) 引取り業務（各保健福祉事務所での引取り数も含む）

① 所有者からの引取り

やむを得ない事情で飼えなくなった犬・猫による、放置や遺棄などにより生ずる問題を未然に防ぐため、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき引取りを実施しました。

	犬			猫		
	成犬	子犬	計	成猫	子猫	計
H28年度	28	0	28	103	41	144
H29年度	21	3	24	26	28	54
H30年度	8	0	8	38	33	71

② 所有者の判明しない犬・猫の引取り

所有者の判明しない犬・猫について、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき引取りを実施しました。

	犬			猫		
	成犬	子犬	計	成猫	子猫	計
H28年度	45	16	61	36	918	954
H29年度	53	4	57	14	682	739
H30年度	44	8	52	7	550	557

③ 犬・猫の致死処分及び譲渡

公示が満了した犬・猫及び飼い主から引取り依頼のあった犬・猫は、譲渡した犬・猫を除き、麻酔薬及び炭酸ガス等により致死処分を行いました。

- ・引取り数はあらかじめ飼い主への返還数を引いたもので、負傷した犬及び猫の搬入数も含まれています。

- ・致死処分数には、引取り後死亡した数も含まれています。

	犬			猫			計		
	引取り数	譲渡数	致死処分数	引取り数	譲渡数	致死処分数	引取り数	譲渡数	致死処分数
H28年度	189	99	90	1,163	419	744	1,352	518	834
H29年度	176	123	49	805	225	581	981	348	630
H30年度	142	102	37	684	204	485	826	306	522

④ 運搬車による犬・猫の収容

各保健福祉事務所（峡北支所含む）で引取り等を行った犬・猫を、運搬車により動物愛護指導センターに収容しました。

	年度	犬			猫			合計
		成犬	子犬	計	成猫	子猫	計	
中北 保健福祉事務所 峡北支所	H28	3	0	3	1	4	5	8
	H29	0	0	0	2	11	13	13
	H30	0	0	0	0	1	1	1
峡東 保健福祉事務所	H28	2	0	2	7	17	24	26
	H29	4	0	4	2	27	29	33
	H30	0	0	0	0	6	6	6
峡南 保健福祉事務所	H28	0	0	0	0	0	0	0
	H29	1	0	1	1	0	1	2
	H30	0	0	0	0	0	0	0
富士・東部 保健福祉事務所	H28	12	0	12	8	18	26	38
	H29	4	0	4	0	5	5	9
	H30	2	0	2	1	9	10	12
計	H28	17	0	17	16	39	55	72
	H29	9	0	9	5	43	48	57
	H30	2	0	2	1	16	17	19

(2) 負傷動物の処置

公共の場所で交通事故等により負傷した動物に対し処置を行いました。

	犬		猫		その他		計	
	引取り	返還	引取り	返還	引取り	返還	引取り	返還
H28年度	13	7	70	3	0	0	83	10
H29年度	8	3	60	3	1	0	69	6
H30年度	4	1	58	2	0	0	62	3

4 中北保健所の動物管理業務

(1) 犬による危害の防止

野犬等による危害の発生を防止するため、県民からの通報等に迅速に対処するとともに、状況に応じて捕獲檻等を使用し、犬の捕獲を行いました。

また、犬の放し飼い等、不適切な飼い方による事故等を未然に防ぐため、広報誌やリーフレットを活用して、犬の正しい飼い方の啓発に努めました。

中北保健所管内の野犬等の捕獲収容数（管内市町含む）

	成犬	子犬	計
H28年度	77	0	77
H29年度	80	3	83
H30年度	102	9	111

(2) 苦情等受付件数

	野犬等捕獲	引取り依頼	放し飼い指導	家畜・農産物被害	ふん尿被害	その他	逸走保護情報	計
H28年度	13	52	3	0	15	409	511	1,003
H29年度	4	29	6	10	14	361	358	782
H30年度	8	39	8	0	5	537	228	825

注：保健所の受付数（管内市町は除く）

(3) 動物取扱業の登録等の状況

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、第一種動物取扱業者の登録及び第二種動物取扱業者の届出を受け、監視・指導を行いました。

第一種動物取扱業登録施設数	監視・指導施設数
102	52施設 106回
第二種動物取扱業届出施設数	監視・指導施設数
3	1施設 1回

(4) 特定動物の飼養・保管の状況

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、特定動物の飼養施設に対する許可、監視を行いました。

区分	施設数	種類（飼育頭数）		監視回数
許可	7	アジアゾウ	(1)	3
		チンパンジー	(3)	
		マレーグマ	(2)	
		ライオン	(2)	
		ベンガルトラ	(1)	
		ジェフロイクモザル	(2)	
		シロテテナガザル	(2)	
		コンドル	(2)	
		ユキヒョウ	(1)	
		ニホンツキノワグマ	(1)	
		ニホンザル	(8)	
		ワニガメ	(7)	

5 調査研究事業

演題名：「動物ふれあい教室のアンケート結果について」

(平成31年2月1日 平成30年度(第21回)山梨県公衆衛生研究発表会)

6 動物慰霊祭

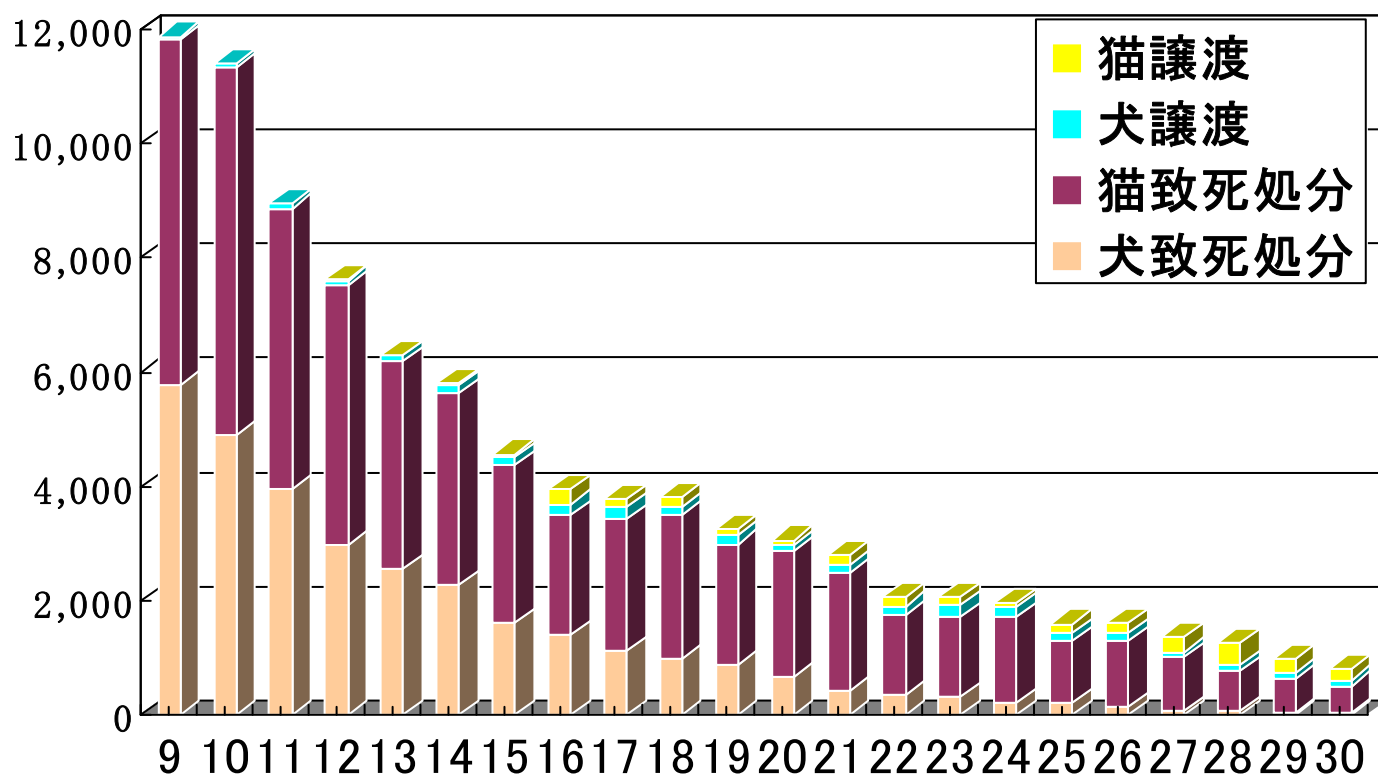
様々な事情によりセンターに収容され処分されることとなった動物たちの霊を供養し、更に動物愛護の意識を新たにするため、センター敷地内の慰霊碑にて、各保健福祉事務所(峡北支所含む)・市町村及び動物愛護推進員等の出席による慰霊祭を開催しました。

また、平成22年度からは一般県民の献花等も受け付けています。

開催日：平成30年9月21日

出席者数：46人

【参考】年度別 犬及び猫の引取り等の状況



		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
致死 処分 数	犬	895	673	436	349	334	211	222	164	83	90	49	37
	猫	2,105	2,197	1,610	1,420	1,308	1,508	1,073	1,142	1,011	744	581	485
	計	3,000	2,870	2,046	1,769	1,642	1,719	1,295	1,306	1,094	834	630	522
譲 渡 数	犬	149	103	154	147	204	169	163	139	92	99	123	102
	猫	98	97	165	154	147	85	146	181	265	419	225	204
	計	247	200	319	301	351	254	309	320	357	518	348	306

山梨県動物愛護指導センター

山梨県中央市乙黒 1,083

電話：055-273-5034

FAX：055-273-5614

<http://www.pref.yamanashi.jp/doubutsu/96556906861.html>

